

令和8年度新規入園に関する説明会のお知らせ

令和8年4月から保育園・認定こども園への入園を希望される児童の保護者を対象に、申込書類の配布と新規入園に関する手続きの説明会を開催します。

◇対象児童

- ＜保育＞0歳～5歳のお子さまで、保護者の就労、病気や介護などの理由で、保育の必要性が認定される人
- ＜教育＞3歳～5歳のお子さまで、教育を希望される人

◇説明会日程

開催日	開始時間	開催場所	備考
9月26日（金）	10時	町中央公民館 中ホール	※本年度より説明会の開催は 1回のみとなります。

○説明会で申込書類を配布しますが、**9月26日(金)以降**は子ども課でも受け取ることができます。

○託児を希望する人は説明会の1週間前までに子ども課へ申し込みしてください。

（先着順となりますので、定員に達した場合はお断りすることがあります）

問 申 子ども課 ☎32-5078

児童扶養手当の現況届を提出してください！

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。現在、児童扶養手当の資格がある人(所得制限で支給停止になっている人も含む)は8月中旬に現況届を提出してください。現況届を提出しないと11月以降の手当が受けられなくなります。

なお、現況届の関係書類については、受給者に対して送付しています。添付書類が必要な場合がありますので、同封のお知らせを参考にして手続きをしてください。

提出期間：8月1日(金)～31日(日)（土・日曜日、祝日を除く）

持 ち 物：児童扶養手当証書・その他必要な書類

児童扶養手当受給資格者は一部支給停止適用除外事由届出書の手続きを忘れずに！

児童扶養手当では、児童扶養手当法第13条の3により、手当の受給開始から5年を経過する、または養育している3歳未満の児童が3歳到達から5年を経過した場合などに、手当額の一部が支給停止されることとなっています。

しかし、就労・求職活動などの自立に向けての活動をしている場合や一定の障がいにより該当する場合、負傷・疾病などの理由で就労ができないと判断される場合には、申請をすれば手当が一部停止される対象から除外されます。

一部支給停止が適用される対象者には事前に案内を送付していますので、8月の現況届提出時に併せて手続きをしてください。

問 子ども課 ☎32-5078

■CCNetから大切なご案内■

CCNetでは幹線設備の光化のためご自宅への引込線張替および宅内工事を順次ご案内させていただいております。

ご協力の程、よろしくお願いいたします。



CCNet株式会社

CCNetコールセンター（受付時間）9:00～18:00（日・祝日を除く）
☎0120-441061
掲載内容へのお問い合わせは音声ガイダンス【1】をご覧ください

フラワーギフト

こころにとどく

花キューピット



営業時間

9:00～18:00

祝 日

9:00～12:00

定休日

日曜日

(株)花の店カトー

〒503-1316

岐阜県養老郡養老町押越37番地39